

都議会公明党

都政報告 通信



平成20年度
=夏季号=



●発行／都議会公明党 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 TEL03(5320)7250

介護現場からの声を反映！

介護サービスは、介護事業を行う事業者と、現場で働くヘルパーなどの従事者が最前線で制度の土台を担っています。許しがたい悪質事業者は論外ですが、多くの事業者と従事者の方々は誠実に利用者の介護に当たっています。

しかし、平成 12 年に介護保険制度がスタートして以来、制度の見直しや介護報酬の改定が行われてきたものの、実際には膨大な書類作成や、報酬も実態に合っていないなど、介護の現場は極めて厳しい現実に直面しています。また一方で、介護従事者が 8000 人も減少しているという実態もあります。こうした事態が続けば、介護事業者や従事者によるシステムの存続自体が危うい状況になることが危惧されます。加速する高齢社会にあって、介護現場を守ることが重要であるとの視点から、公明党議員は、各地で介護事業所を訪ねるなど、直接、現場から様々なご意見・要望を聞きました。



足立区内にて関連事業者から現状を聞く。

「介護サービス情報の公表手数料」引き下げを実現！

現場からの切実な訴えを受け、公明党は各議会において制度と運用の課題を明らかにするとともに、具体的な改善策の実施を求めました。

介護保険法では、介護サービスの質の確保や利用者保護を目的に、事業者に対しインターネット上でのサービス情報の公表を義務付けています。このため、事業者はメニューごとに調査・公表の手数料としてそれぞれ約5万円程度を毎年負担しなくてはなりません。例えば訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与の三つのサービスを行っている事業者は毎年約15万円を支払っています。このため、介護事業者からは負担が重過ぎるといった声が上がっていました。都議会公明党は、この手数料引き下げを含め、再三にわたって本会議で制度の改善を訴えました。

平成 20 年都議会第二回定例会において、東京都は都議会公明党の主張を反映するかたちで、「介護サービス情報の公表」制度の一部改正を提案し可決。公表手数料が引き下げられました。

公表手数料…約10% 引き下げ
調査手数料…約30% 引き下げ

議会発言記録

国会では、福田総理へ直言！

衆議院本会議代表質問（抜粋）・太田代表（H20.1月）

＜質問＞次に、生活現場で深刻な問題となっている諸点について質問をいたします。

まず、介護人材の確保についてであります。

高齢者の増加により、今後、少なくとも10年間で新たに40万人から60万人の介護マンパワーの確保が必要とされています。しかし、介護事業の現場では、長時間で重労働にもかかわらず給与が低過ぎることなどから、離職者が後を絶ちません。募集しても人が集まらないという深刻な人材不足が生じています。

私は、介護の人材を確保するために、介護労働の専門性をまず正当に評価する、そして生活設計が可能な給与を保障できる介護報酬を次期改定において措置すべきだと考えます。また、介護保険の事務手続を見直して、非常に煩雑だという声を聞きますから、書類の作成業務から介護従事者を解放すべきであります。

今、介護の現場で誇りと情熱を持って必死で働いている方々の切実な叫びにどのようにこたえていくのか、総理の見解を伺います。

＜福田総理答弁＞次に、介護労働者の人材確保に関するお尋ねがございました。

介護を取り巻く状況については、他の産業と比較して介護労働者の離職率が高い等の指摘がなされており、高齢者の生活を支える人材の確保については、大変重要な課題であると認識しております。

このため、太田議員の御指摘のとおり、介護報酬については、介護事業者の経営や介護労働者の実態に関する調査結果を十分に分析し、国民が負担する介護保険料等の水準にも留意しつつ、平成21年4月の改定時に適切な報酬の設定に努めてまいります。

また、労働時間の短縮につながる事務負担の軽減については、現在検討を行っているところであり、作成書類の簡素化など、来年度より実施可能なものから順次取り組むことを考えております。

このような具体的な取り組みを通じて、介護労働者が働きやすい環境の整備を進めることによりまして、将来にわたって安定的に人材を確保するとともに、介護サービスの仕事の魅力あるものとなるよう努めてまいります。

参議院本会議代表質問（抜粋）・浜四津代表代行（H20.1月）

＜質問＞介護問題について3点伺います。

一つには、現場で介護に携わる人たちの労働条件が余りにも過酷だという点です。介護従事者の多くは、高齢者の役に立ちたいとの理想を胸に資格を取得し、仕事を始めます。しかし、早朝から深夜まで重労働で、懸命に仕事をしていても給与は1か月十数万円ほどの低賃金、その上、人手不足で疲れても休暇も取れない、せっかくヘルパーの資格を得ても現

場ではお手伝いさん扱い、そんな厳しい現実と直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと、耐え切れず退職していくのが現状です。

介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題です。まずは、介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事をできるよう、また安心して暮らせるよう、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げるべきです。

二つ目に、できるだけ多くの希望者が介護の資格を取れるよう、放送大学に介護学科を新設するとか、介護職を目指す人たちへの奨学金の推進及び充実を図るべきです。

三つ目に、法律に基づき都道府県が介護事業所に対して行う監査についてです。この手続が煩雑過ぎて多くの時間を取られ、介護職員が本来の介護サービスにかかわる時間を取られてしまうのです。この事務手続の軽減策を図るべきです。

以上3点について総理の見解をお伺いいたします。

<福田総理答弁>次に、介護従事者の待遇についてお尋ねがございました。

介護を支える人材の安定的な確保のためには、介護従事者の労働環境の改善を図ることが重要であると認識しております。このため、介護従事者の実態を十分調査するとともに、健康診断や教育訓練を始め、働きやすい職場環境の実現に向けた事業者の取組を支援し、介護に携わる方々が安心してやりがいを持って働き続けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

(中略)

次に、介護事業所に対する監査の事務手続についてお尋ねがございました。

事業所の効率的な経営や労働時間の短縮につながるよう、監査に関する事務手続を始め、事業者の事務負担の軽減について現在検討を行っているところでございまして、作成書類の簡素化など、来年度より実施可能なものから順次取り組んでまいります。こうした取組を通じまして、介護労働者が本来の介護サービスにかかわる時間を確保することによりまして介護サービスの仕事が魅力あるものとなるように努めてまいります。

都議会では、具体的な改善策を求める！

都議会本会議一般質問（抜粋）・伊藤議員（H19.12月）

<質問>都は、事業者に対して法令遵守など適正な事業運営を求める立場にある。しかし、一方的に求めるだけでなく、介護現場の実情や抱える問題など、まさに事業者や従事者の現場の声を、様々な機会を捉えて直接聞いていくべき。

<福祉保健局長答弁>都は今月から、更新対象事業所の管理者等を対象とした研修会を順次開催する。この機会を活用し、ご指摘の事業者の意見や現状を把握するためのアンケートを実施する。得られた意見等を、介護保険制度の円滑な運営や、国への提言要求の際の参考としていく。

都議会本会議代表質問（抜粋）・中嶋幹事長（H20.2月）

<質問>都は公明党の提案を受けて、介護現場の実態を把握するための第一歩としてアン

ケート調査を実施した。将来を見通した施策を展開するため、このアンケートをさらに発展させ、より詳細な実態を把握すべき。

＜福祉保健局長答弁＞昨年12月から本年2月までの期間に実施したアンケート調査の結果、約3,000の事業者から利用者の状況や経営状況などの率直な声をいただいた。このアンケートで明らかになったさまざまな問題点や課題について詳細に実態を調査し、介護保険制度の円滑な運営に役立てる。

＜質問＞介護事業者を煩雑な書類の作成業務から解放し、事業所の効率的な経営や労働時間の短縮につながるよう、事務手続きや作成書類の簡素化を図るべき。

＜福祉保健局長答弁＞指摘のあった書類作成業務などの負担軽減は、事業所の効率的な経営と介護サービス従事者の労働時間短縮につながるものと考える。

現在、国において事務負担の軽減について検討を行っており、書類作成の簡素化など、来年度から実施可能なものについて順次取り組むと聞いている。都は国の動向を踏まえ迅速かつ適切に対応していく。

＜質問＞都は、介護サービス情報の公表にかかる手数料の適正な引き下げを図るとともに、調査方法の改善、ネットでの情報提供の有効性などを改めて検証すべき。

＜福祉保健局長答弁＞事業者負担の軽減については、国に対して調査周期や確認方法のあり方などを改善するよう提案をしている。さらに、事業者が負担する公表や調査に要する手数料については、制度導入後2年を経過することから、運用実態を踏まえ適切に見直しをしていく。

都議会本会議代表質問（抜粋）・東村政調会長代行（H20.6月）

＜質問＞都は今後、介護サービス情報の公表制度について、調査の単位や周期など効率的なシステムの検討を含めた制度の見直しを国に強く求めていくべき。

＜福祉保健局長答弁＞都は国に対し、毎年行う事業所への実地調査について、調査の周期や確認方法のあり方などを改善するよう提案をしている。また、今回の手数料改定に際しては、同一所在地で複数のサービスを提供している事業者が多いことから、公表の対象をサービスの種類ごとから事業所ごとに改めることなどを求めた。

今後とも、事業者負担の軽減にも配慮しながら、介護サービスの利用者がより適切に事業者を選択できるよう、国に対して制度の見直しを求めていく。

＜質問＞今後予定されている調査対象サービスの拡大や制度の見直しの際には、厳しい経営状況を抱えながら介護サービスの基盤を支えるために懸命に努力をしている事業者の状況を踏まえた対応をしていくべき。

＜福祉保健局長答弁＞ご指摘の点も踏まえ、介護サービスの利用者や事業者の意見を十分に聞きながら、より一層効果的、かつ効率的に調査や事務を行うよう調査機関等を指導していく。